

取締役会の規模・バランス・多様性に関する考え方

取締役会は、当社グループが行う海運・物流業を中核としてグローバルに展開する事業に精通した十分な数の社内取締役と、企業経営に資する高い専門的知見を有し取締役会の監督機能の一層の充実を図りうる一定の数の独立社外取締役により構成する。実質的な議論を活発に行い、意思決定の質を確保しつつ迅速な意思決定を継続して進めていくための効率的な規模として、当面は、12名（うち、監査等委員である取締役が5名）前後で構成し、そのうち6名（うち、監査等委員である取締役が3名）前後を社外から独立性基準に基づいて選任することが適切と考える。

その構成については、ジェンダー、国際性、職歴、年齢の面を含む多様性と専門性の確保、及び構成員の知識・経験・能力のバランスに配慮する。社内取締役については、各事業の運営に強みを発揮できる人材と、全社的経営管理に適した人材のバランスにも留意する。取締役会は、各取締役の管掌・担当業務等を取締役会において決議し、その役割と責任を明らかにする。